

議 案

令和7年度 第2回 常総市都市計画審議会
日 程 令和7年11月12日(水)
場 所 常総市役所 議会棟2階 大会議室

常総市都市計画審議会

次 第

- 1 開 会
- 2 副市長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 議事録署名人の指名について
- 5 議 事
 - 諮問第1号 水海道都市計画 地区計画の決定について（坂手工業団地東部地区）
 - 諮問第2号 水海道都市計画 下水道の変更について（水海道中央公共下水道）
 - 諮問第3号 水海道都市計画 下水道の変更について（内守谷公共下水道）
 - 諮問第4号 水海道都市計画 生産緑地地区の変更について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

水海道都市計画地区計画の決定
(坂手工業団地東部地区地区計画)

ア 都市計画の種類
地区計画

イ 決定する土地の区域
常総市坂手町字房山，字龍ヶ崎，字保田敷房及び字鈮崎の各一部

ウ 決定する内容
水海道都市計画坂手工業団地東部地区地区計画を決定するもの

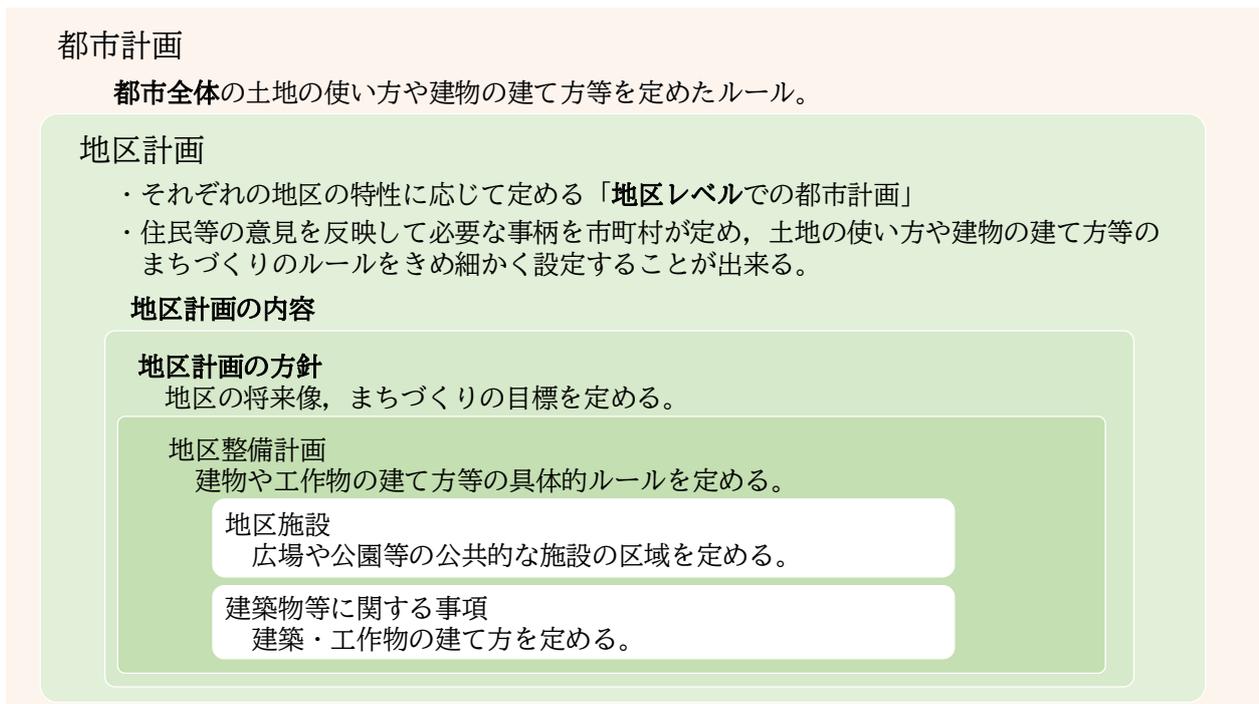
エ 決定する理由
本計画地である坂手工業団地東部地区周辺は，都市計画道路鹿小路細野線の整備により，常磐道谷和原 IC 及び圏央道常総 IC からの交通アクセスが飛躍的に向上し，交通の利便性を活かした産業系の土地利用のニーズが高まっていることから，適切な土地利用の規制・誘導により周辺の自然環境，住環境との調和に配慮しながら，首都圏や関東地方近郊などとの高い物流ネットワークを活かした産業拠点の形成を図るため，地区計画を定めるものである。

令和7年11月12日諮問
常総市都市計画審議会
会長 秋田 雅之
令和7年 月 日 答申

I 今回決定する都市計画の概要

水海道都市計画区域における坂手工業団地に隣接する都市計画道路鹿小路細野線を挟んだ東側「坂手工業団地東部地区」約 33.7ha の区域において、「地区計画の決定」を行います。

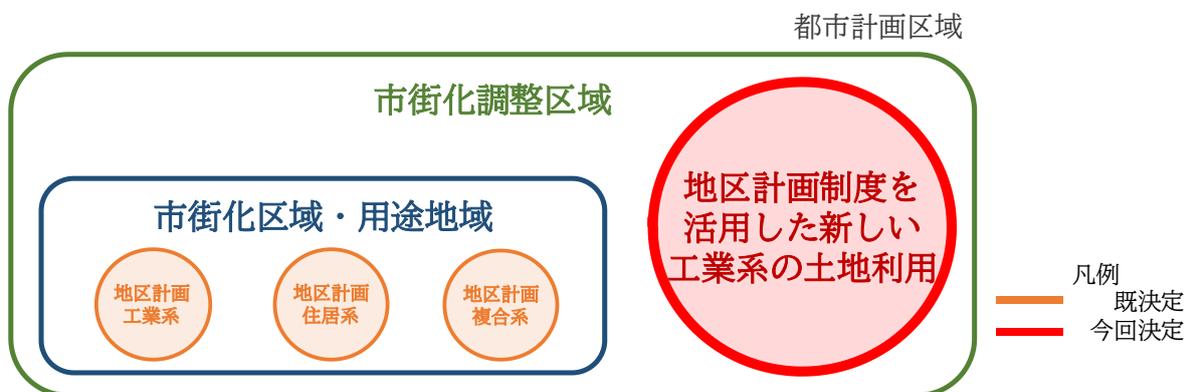
■都市計画制度「地区計画」とは…



■市街化調整区域における「地区計画」

利便性のよい立地にありながら、市街化調整区域のため開発建築行為が制限される土地においても、地域の実情に即し、「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の性格を変えない範囲で、必要な開発や土地利用を計画的かつ適切に誘導することができる。

※都市計画マスタープランで土地利用の方針が明確に位置づけられている区域であることが前提となる。



図－1 今回決定する都市計画のイメージ図

【参考】市内の既存地区計画一覧

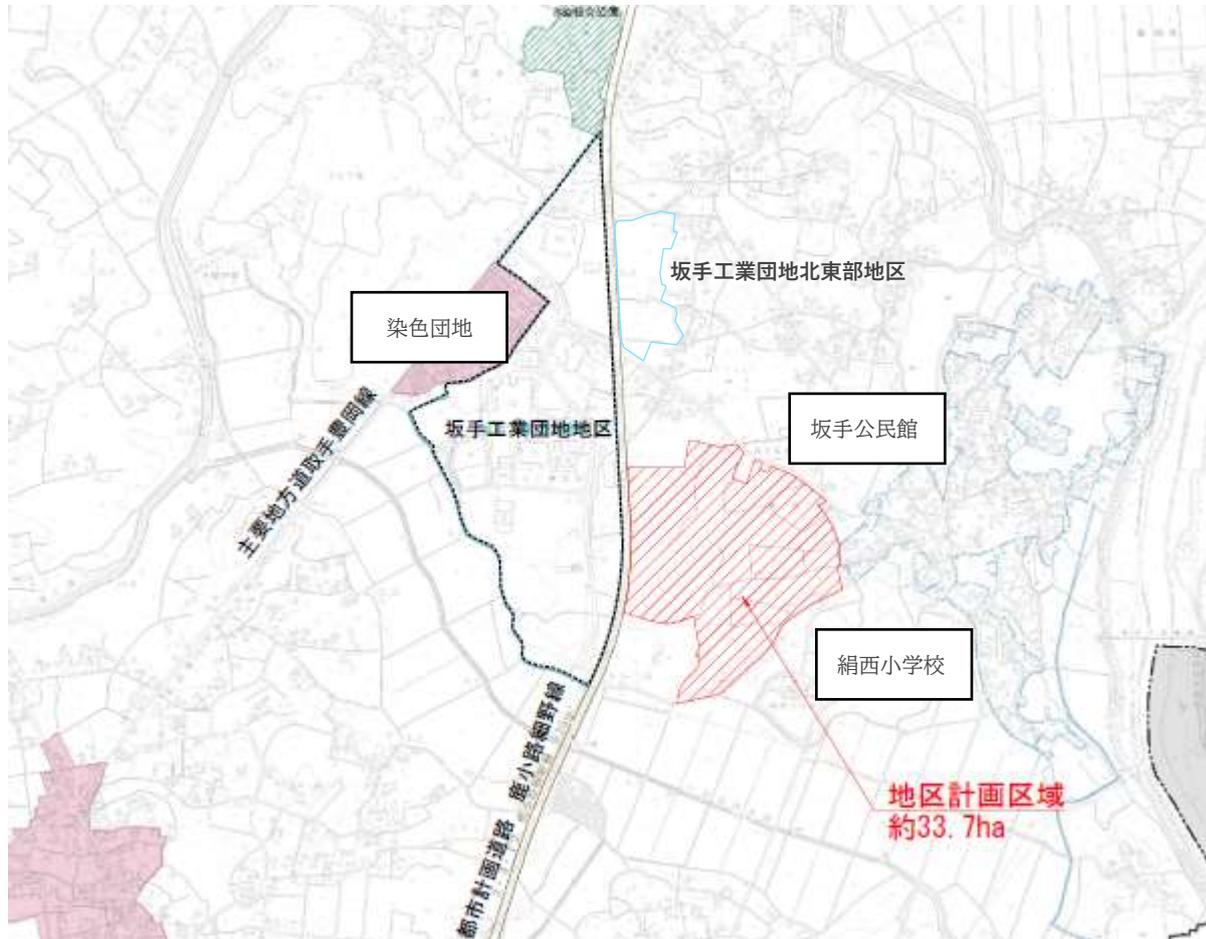
地区名	用途	総面積(ha)	都市計画決定	区域区分
中妻地区	住居系	2.6	平成8年12月20日	市街化区域
内守谷地区	複合系	66.3	平成12年1月12日	市街化区域
亀岡地区	住居系	1.1	平成16年12月1日	市街化区域
内守谷工業団地北部地区	産業系	22	平成25年5月30日	市街化調整区域
坂手工業団地地区	産業系	56.9	平成27年3月31日	市街化調整区域
大生郷工業団地地区	産業系	75.4	平成28年5月16日	市街化区域
花島工業団地地区	産業系	8.5	平成29年3月3日	市街化調整区域
常総IC周辺地区	複合系	34.1	平成29年12月7日	市街化区域
内守谷工業団地地区	産業系	71.9	平成30年3月9日	市街化調整区域
新石下東部地区	複合系	16.6	令和3年10月20日	非線引き
坂手工業団地北東部地区	産業系	6.2	令和6年6月7日	市街化調整区域
合 計		361.6		

II 定める都市計画の内容

1. 地区計画の決定

(1) 地区計画を決定する区域

常総市坂手町字房山，字龍ヶ崎，字保田敷房及び字鈮崎の各一部



図－2 都市計画決定する区域

2. 決定理由

本計画地である坂手工業団地東部地区周辺は，都市計画道路鹿小路細野線の整備により，常磐道谷和原 IC 及び圏央道常総 IC からの交通アクセスが飛躍的に向上し，交通の利便性を活かした産業系の土地利用のニーズが高まっていることから，適切な土地利用の規制・誘導により周辺の自然環境，住環境との調和に配慮しながら，首都圏や関東地方近郊などとの高い物流ネットワークを活かした産業拠点の形成を図るため，地区計画を定めるものである。

Ⅲ 都市計画決定の経緯・スケジュール

年 月 日	事 項	備 考
令和 5年 9月 22日 令和 6年 7月 4日 令和 6年 8月 28日	(地域未来投資促進法の手続き) 基本計画の変更 土地利用調整計画の県同意 地域経済牽引事業計画の県承認	※地域未来投資促進法による 農地転用許可の手続きに関する 配慮の活用
令和 6年 6月 11日	都市計画の提案	※提案者 常総市坂手工業団地東部地区 まちづくり協議会 及び 株式会社坂手開発
令和 7年 6月 25日	都市計画提案 検討委員会	
令和 7年 7月 14日	都市計画決定の 必要ありと判断	常総市都市計画の提案に関する要 綱に基づく計画提案者への通知
令和 7年 8月 23日	地元説明会	出席者：40名
令和 7年 8月 25日 ～ 9月 16日	条例に基づく 原案の公告・縦覧及び 意見書の提出期間	縦覧者及び意見書の提出者なし
令和 7年 9月 18日 ～ 10月 2日	県事前協議	
令和 7年 10月 17日 ～ 10月 31日	案の公告・縦覧	縦覧者：2名
令和 7年 11月 12日	常総市都市計画審議会	
令和 7年 11月	県本協議	
令和 7年 11～12月	都市計画決定告示	

※地域未来投資促進法とは…

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し地域経済を成長・発展させる事業を支援・促進するための法律。国の基本方針に基づき市や県が基本計画を策定し、これに基づき事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、その計画に即した事業を実施することで各種支援措置等を受けることができるもの。今回は農地転用許可の手続きに関する配慮を受けるために、前述の計画に加え、市が土地利用調整計画を作成し茨城県の同意を得たことで、地区内における農地転用の見込みが立った。そのため、地区計画策定の対象として支障がないものとなった。

※都市計画の提案とは…

都市計画を提案することができる土地の所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できるもの（都市計画法第 21 条の 2）。常総市では令和 5 年に常総市都市計画の提案に関する要綱を定め、本件は 2 件目の提案となる。（1 件目は坂手工業団地北東部地区地区計画）

水海道都市計画下水道の変更 (水海道中央公共下水道)

ア 都市計画の種類
下水道

イ 変更する土地の区域

常総市坂手町字房山，字龍ヶ崎，字保田敷房，字鋸崎の各一部及び内守谷町
きぬ里一丁目，内守谷町きぬの里二丁目，内守谷町きぬの里三丁目の各全部

ウ 変更する内容

水海道都市計画水海道中央公共下水道を変更するもの

エ 変更する理由

水海道中央公共下水道は平成6年度に都市計画決定を受け、適宜都市計画を変更しながら整備を進めてきた。また、本市の下水道事業としては、水海道都市計画区域内の市街化区域全域及び処理場に至る管路上の市街化調整区域集落を対象に整備を進めており、現在は豊岡町及び中妻町の市街化区域の整備を進めている。

一方、本市において下水道事業が進むなかで全国的な問題と同様、人口減少や少子高齢化が進み、整備後の維持管理が大きな課題となっている。令和4年度には処理施設の統合や合理化を図る広域化・共同化計画の策定を含めた茨城県生活排水ベストプランの見直しが行われ、本市では持続可能な下水道事業の運営のため、コスト縮減に向けた取組として内守谷浄化センターの機能を水海道浄化センターに統合し、現在の内守谷浄化センターは水海道浄化センターへ汚水を圧送するための内守谷ポンプ場として改修する計画とした。また、雨水排除については引き続き玉台排水機場から鬼怒川に放流する。さらに、本市では常総インターチェンジ周辺開発事業及び都市計画道路鹿小路細野線の整備に伴う交通アクセスの向上により産業系土地利用のニーズが高まっており、近年では坂手工業団地東部地区での新たな開発が具体化し、工業系土地利用を図るため、公共下水道による汚水処理が必要となっている。

以上のことから、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共水域の水質保全に資するため、都市計画の変更を行うものである。

令和7年11月12日諮問
常総市都市計画審議会
会長 秋田 雅之
令和7年 月 日 答申

I 今回変更する都市計画の概要について

変更箇所	変更内容
水海道中央公共下水道	坂手工業団地東部地区の排水区域追加 内守谷地区の排水区域の追加 内守谷ポンプ場の追加

II 都市計画変更の経緯・スケジュール

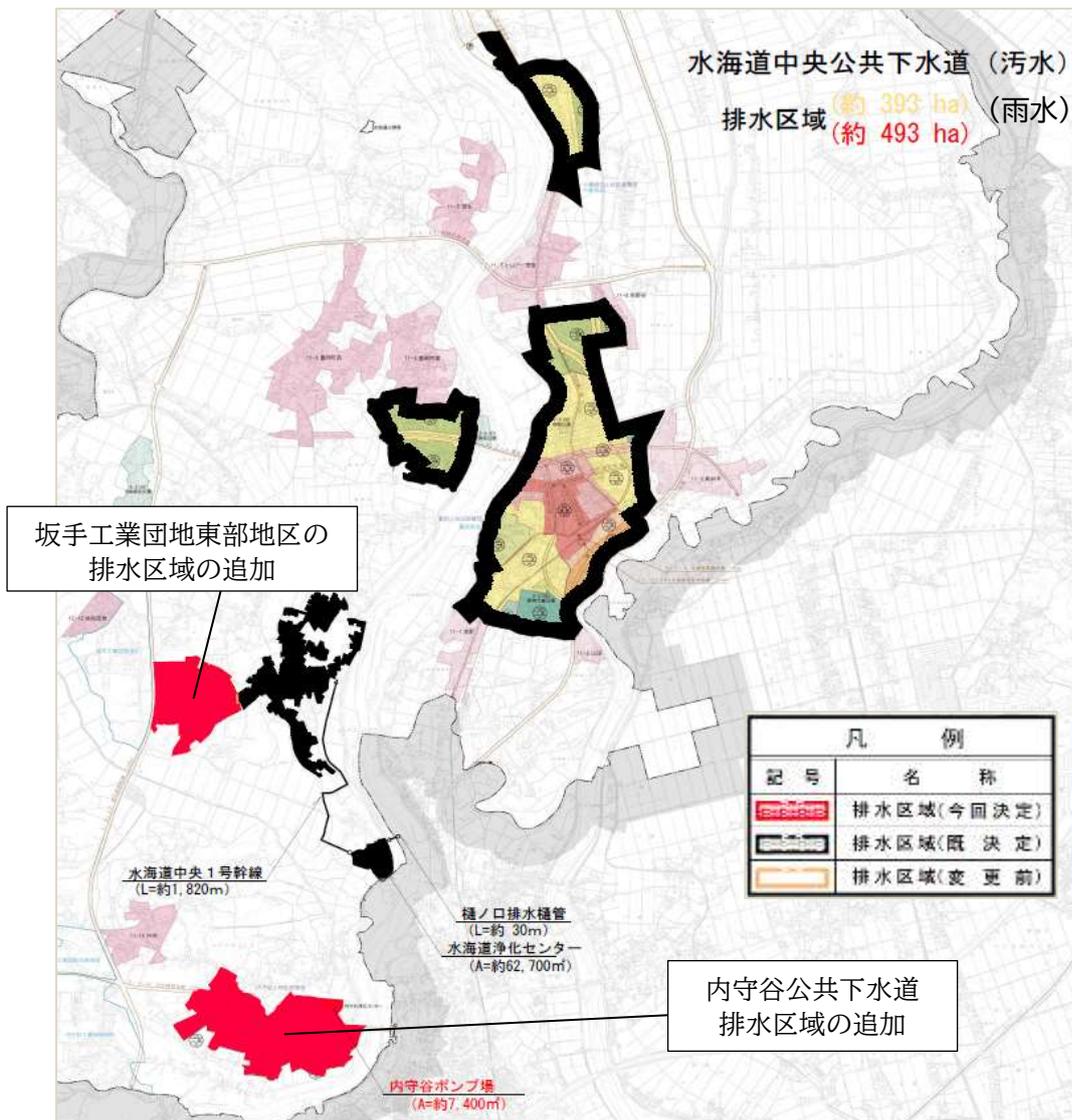
年 月 日	事 項	備 考
平成 6 年 10 月 24 日	当初決定	汚水・雨水約 394ha 汚水幹線 3, 汚水ポンプ場 2, 雨水ポンプ場 2, 処理場 1
平成 12 年 9 月 1 日	第一回変更	汚水・雨水約 394ha, 汚水幹線 2, 処理場 1
平成 23 年 3 月 23 日	第二回変更	汚水・雨水約 393ha, 汚水幹線 2, 処理場 1
令和 7 年 2 月	原案作成	
令和 7 年 8 月 5 日	地元説明会	参加者なし
令和 7 年 8 月 28 日	公聴会	申出なしのため中止
令和 7 年 8 月 27 日 ～ 9 月 26 日	県事前協議	
令和 7 年 10 月 17 日 ～ 10 月 31 日	案の公告・縦覧	
令和 7 年 11 月 12 日	常総市都市計画審議会	
令和 7 年 11 月	県本協議	
令和 7 年 11 ～ 12 月	都市計画変更告示	

Ⅲ 定める都市計画の内容

1. 都市計画下水道の変更

(1) 下水道を変更する土地の区域

常総市坂手町字房山，字龍ヶ崎，字保田敷房，字鋸崎及び各一部，内守谷町きぬの里一丁目，内守谷町きぬの里二丁目，内守谷町きぬの里三丁目の各全部



排水区域			施設内訳
	面積	備考	
変更後	約493ha	汚水 うち処理区域 約493ha 雨水 うち排水区域 約493ha	水海道浄化センター (面積約62,700㎡) 内守谷ポンプ場 (面積約7,400㎡)
変更前	約393ha	汚水 うち処理区域 約393ha 雨水 うち排水区域 約393ha	水海道浄化センター (面積約62,700㎡)

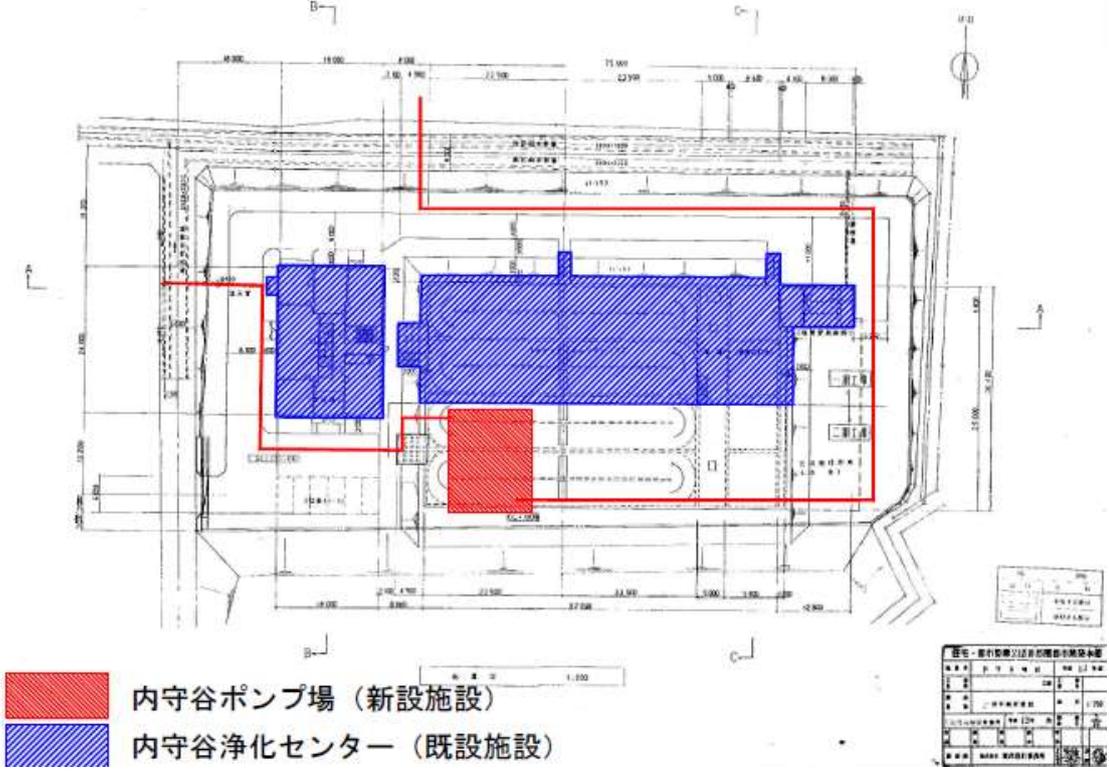
2. 内守谷ポンプ場

内守谷地区の汚水処理を水海道浄化センターで行うため、内守谷浄化センターを内守谷ポンプ場として変更します。

位置図



配置図



【参考】都市計画下水道とは

都市計画法上，下水道は都市施設の一つとして掲げられており，市街化区域内等においては道路・公園とともに下水道に関する都市計画を必ず定めるべきものとされています。国土交通省所管の下水道法上の下水道は「公共下水道」，「流域下水道」，「都市下水路」に分類されています。

種類	内容
公共下水道	主に市街地における下水を排除し，処理場で処理又は流域下水道に接続するもの
流域下水道	2以上の市町村から排除される下水を収集し，処理場で処理するもので，その設置管理は県が行う
都市下水路	主に市街地における雨水を排除するもので終末処理場を有しないもの

※参考 下水道類似施設

- ・農業集落排水施設（農林水産省所管）
- ・コミュニティプラント（環境省所管）
- ・家庭戸別浄化槽（環境省所管）

水海道都市計画下水道の変更
(内守谷公共下水道)

ア 都市計画の種類
下水道

イ 変更する土地の区域
常総市内守谷町きぬ里一丁目、内守谷町きぬの里二丁目、
内守谷町きぬの里三丁目の各全部

ウ 変更する内容
水海道都市計画内守谷公共下水道を廃止するもの

エ 変更する理由

内守谷公共下水道は平成2年度に水海道市公共下水道として「水海道都市計画内守谷土地区画整理事業」の対象区域でもある市街化区域約66haを対象に都市計画決定し、同年から整備が開始され、区域内の整備は完了している。現在は維持管理を中心に行っており、施設の老朽化が進んでいる状況にある。水海道中央公共下水道と同様、令和4年度には処理施設の統合や合理化を図る広域化・共同化計画の策定を含めた茨城県生活排水ベストプランの見直しを行い、内守谷浄化センターの機能を水海道浄化センターに統合する計画とした。また、雨水排除は引き続き玉台排水機場から鬼怒川へ放流する。

以上のことから、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共水域の水質保全に資するため、都市計画の変更を行うものである。

令和7年11月12日諮問
常総市都市計画審議会
会長 秋田 雅之
令和7年 月 日 答申

I 今回変更する都市計画の概要について

変更箇所	変更内容
内守谷公共下水道	内守谷地区の排水区域廃止 内守谷汚水幹線の廃止 内守谷浄化センターの廃止

II 都市計画変更の経緯・スケジュール

年 月 日	事 項	備 考
平成 3年 3月 30日	当初決定	汚水・雨水約 66ha 雨水ポンプ場 1, 処理場 1
平成 12年 9月 1日	第一回変更	汚水・雨水約 66ha 汚水幹線 1, 処理場 1
平成 20年 7月 10日	第二回変更	都市計画区域変更に伴う 名称変更
令和 7年 2月	原案作成	
令和 7年 8月 5日	地元説明会	参加者なし
令和 7年 8月 28日	公聴会	申出なしのため中止
令和 7年 8月 27日 ～ 9月 26日	県事前協議	
令和 7年 10月 17日 ～ 10月 31日	案の公告・縦覧	
令和 7年 11月 12日	常総市都市計画審議会	
令和 7年 11月	県本協議	
令和 7年 11～12月	都市計画変更告示	

Ⅲ 定める都市計画の内容

1. 都市計画下水道の変更

(1) 下水道を変更する土地の区域

常総市内守谷町きぬ里一丁目、内守谷町きぬの里二丁目、
内守谷町きぬの里三丁目の各全部



排水区域			施設内訳
	面積	備考	
変更後	約0ha	汚水 処理区域 約0ha 雨水 排水区域 約0ha	＝
変更前	約66ha	汚水 処理区域 約66ha 雨水 排水区域 約66ha	内守谷浄化センター

2. 内守谷浄化センター（廃止）

【施設全景】

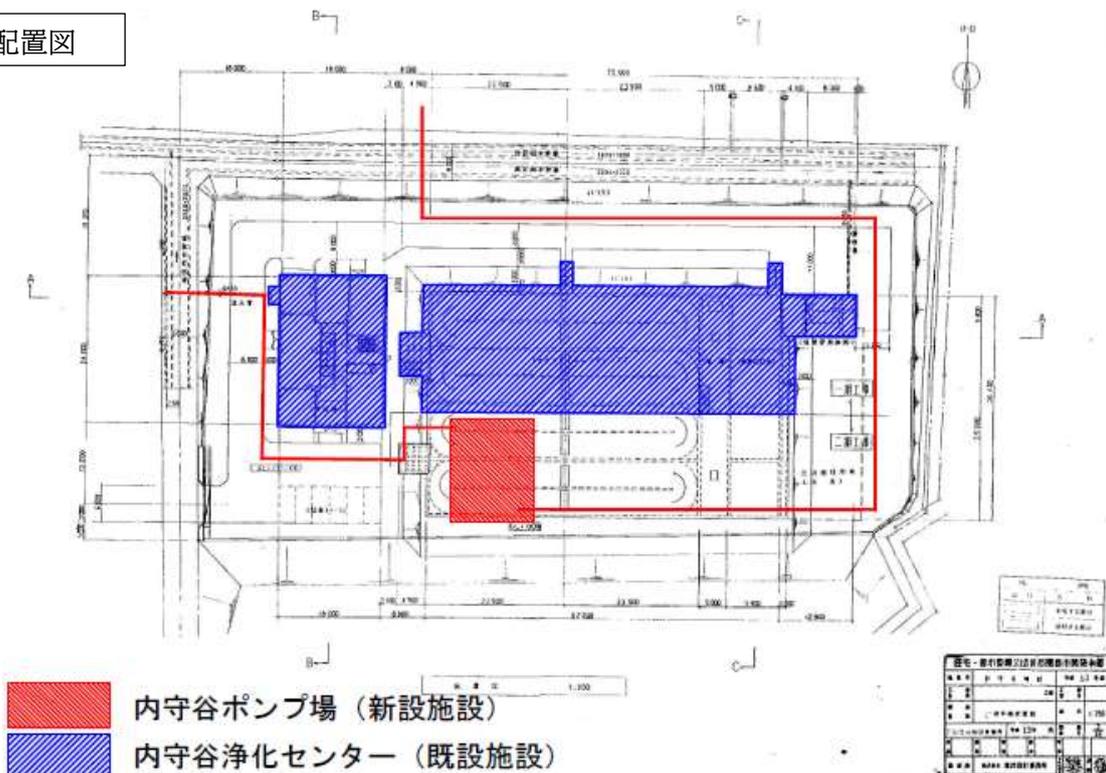


【施設概要】

- ・鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
建築面積 506.64 m², 延床面積 1,303.18 m²
- ・放流先 一級河川鬼怒川

3. 内守谷ポンプ場（再掲）

配置図



水海道都市計画生産緑地地区の変更

ア 都市計画の種類
生産緑地地区

イ 変更する内容

1 種類および面積

都市計画の種類	変更後面積(ha)	変更前面積(ha)
生産緑地地区	約 8.68	約 8.86

2 変更を行う地区および面積

[変更及び廃止]

名 称	変更後面積(ha)	変 更 前 面 積 (ha)	備 考
中妻町 15 号生産緑地地区	約 0.04	約 0.12	変更
中妻町 18 号生産緑地地区	—	約 0.13	廃止
内守谷町 3 号生産緑地地区	—	約 0.09	廃止
計	約 0.04	約 0.34	

[新規指定]

名 称	面積 (ha)	備 考
天満町 8 号生産緑地地区	約 0.12	新規
計	約 0.12	

ウ 変更する理由

都市計画決定告示から30年を迎える生産緑地は、生産緑地と同等の取り扱いが10年延長となる特定生産緑地へ移行可能となる（特定生産緑地制度）。そこで、生産緑地再指定希望調査を令和2年1月に実施し、再指定希望のあった生産緑地については、令和4年10月17日に特定生産緑地へ移行した。また、上記調査の結果、区域・面積に変更が生じ、中妻町15号生産緑地地区の一部、及び中妻町18号生産緑地地区、内守谷町3号生産緑地地区については、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出に伴い、生産緑地法上の制限が解除された。また、天満町8号地区については新規指定の希望があり、生産緑地法第3条の規定に基づき生産緑地への新規指定を行う。以上のことから、本案のとおり水海道都市計画生産緑地地区を変更するものである。

令和7年11月12日諮問
常総市都市計画審議会
会長 秋田 雅之
令和7年 月 日 答申

I 今回決定する都市計画の概要

水海道都市計画区域において生産緑地地区を変更いたします。

常総市における生産緑地地区は平成4年の当初指定後（3大都市圏の特定市：旧水海道市が該当）、生産緑地法第10条に基づく買取りの申出による制限が除外された土地以外を指定から30年経過したことにより、土地所有者等の意向を確認のうえ、令和4年に特定生産緑地へ移行しました。

これまで生産緑地制度が30年にわたる都市計画であることを鑑み、常総市では生産緑地地区の追加指定は行っておりませんでした。

平成26年に立地適正化計画制度が創設され、国が定める都市計画運用指針においては「立地適正化計画の効果的な運用を図る観点から、居住誘導区域外において将来にわたり保全することが適当な農地等を生産緑地に指定することを検討することが望ましい」とされています。当初の生産緑地地区の指定から30年が経過し、都市計画を見直す時期が来ていることから、立地適正化計画の居住誘導地域外において基準を満たす農地等について、令和7年に新たに指定希望申出を行い、常総市生産緑地地区指定基準を満たす農地を追加指定いたしました。

今回の都市計画の変更内容は、令和4年に買取り申出があった土地の生産緑地地区の変更及び廃止と令和7年に指定希望申出があった土地の生産緑地地区の新規指定をするものです。

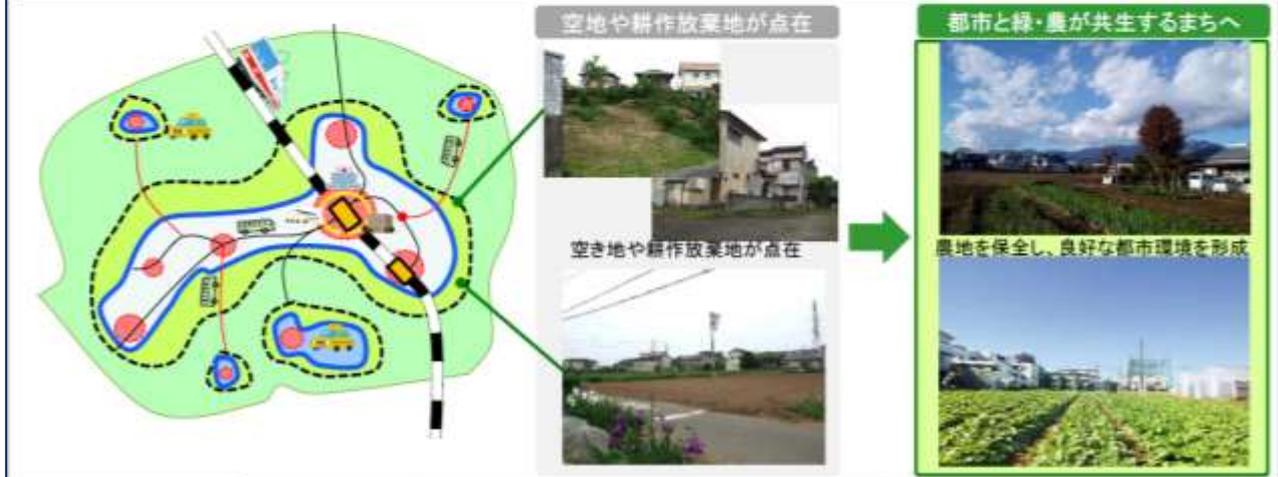
■都市計画制度「生産緑地地区」とは…

- ・生産緑地地区とは都市計画上、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る地区です。
- ・市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置（固定資産税は農地評価、農地課税）が講じられています。
- ・生産緑地地区の指定から30年の間に、主たる従事者の死亡・身体故障が生じた場合には、生産緑地の所有者は市町村に対して買取り申出することが可能です。また、後継者は営農を継続するか否かを判断することが可能です。

※なお、平成29年5月12日の生産緑地法の改正（平成29年6月15日施行）に伴い、常総市では都市農地の適正な保全を図り良好な都市環境の形成に資するために、令和6年9月25日公布「常総市生産緑地区の区域の規模に関する条例」で、300㎡まで引き下げを行いました。

人口減少下におけるまちづくり_緑・農と共生する都市

- 人口減少・高齢化の進行に起因する様々な課題が顕在化しつつある中、都市政策は、郊外部の開発圧力の規制的手法によるコントロールから、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する**集約型都市構造化に大きく転換**。
- 平成26年の都市再生特別措置法の改正により、**立地適正化計画制度を創設**し、居住・都市機能の誘導により、**コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進**しているところ。
- 郊外部の住宅市街地では、今後、**居住者の高齢化や新規入居者の減少に伴い、居住人口が減少**することが予測される。
- これらの住宅市街地においては、将来的に**空き地・空き家問題が顕在化する可能性**があることから、市街地のスプロール化を抑制し、**都市農地を保全**することにより、**土地利用の適正化を図る**ことが重要。



生産緑地法：生産緑地地区の面積要件の引下げ

背景

- 生産緑地地区の規模要件が一団で500㎡以上とされていたため、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農の意思があっても、保全対象とならなかった。
- 公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されていた(道連れ解除)。

小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施

面積 約300㎡



営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積 1,594㎡
道連れ解除面積 429㎡

公共施設の面積 222㎡
道連れ解除面積 284㎡

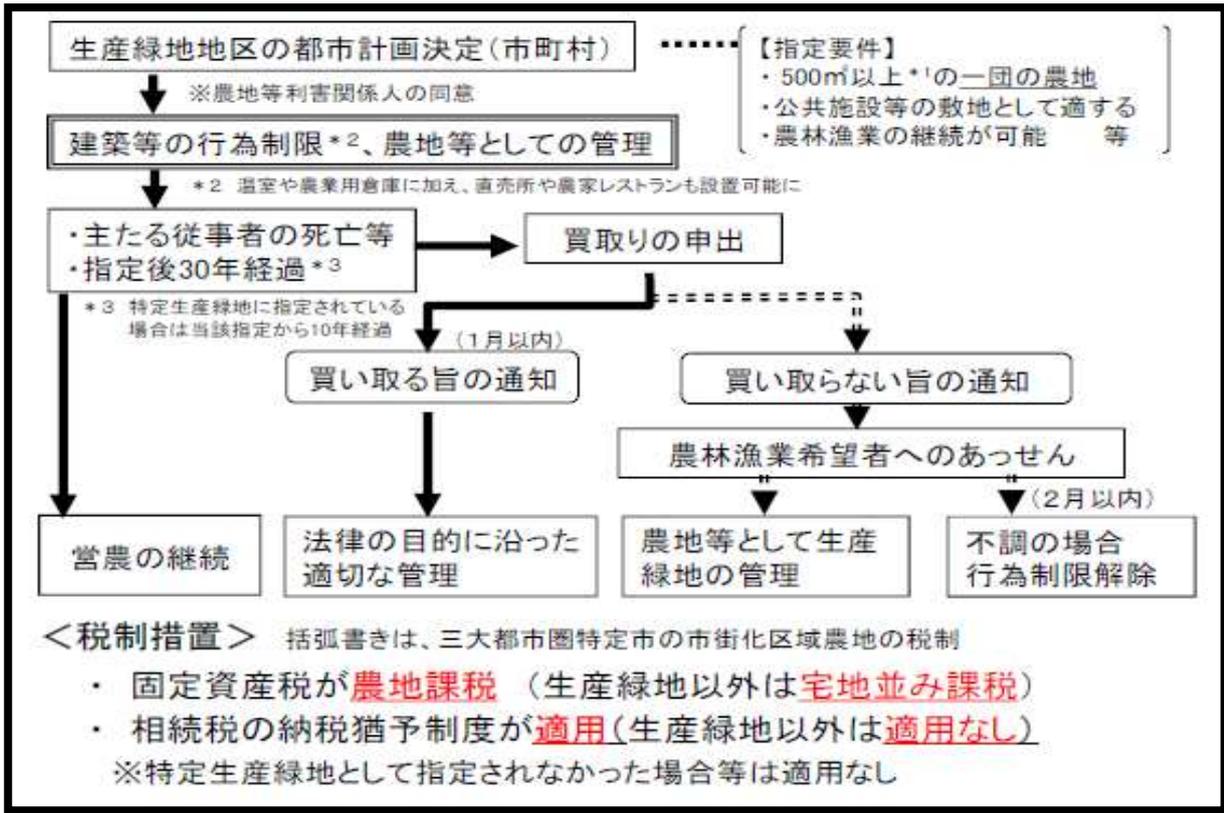


改正内容

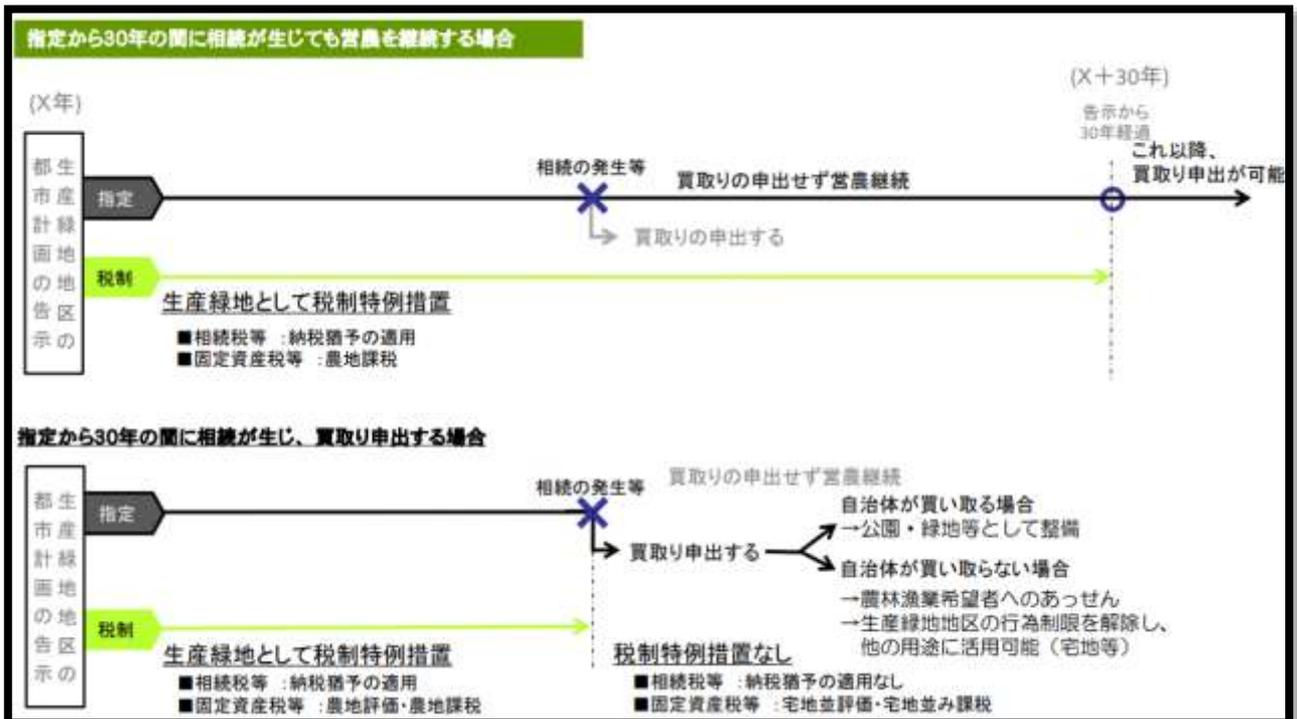
- 法改正**：生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡(政令で規定)まで引下げ可能に。
- 運用改善**：併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に(ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上)。

※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制(固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予)を適用。

【生産緑地地区手続きの流れ】

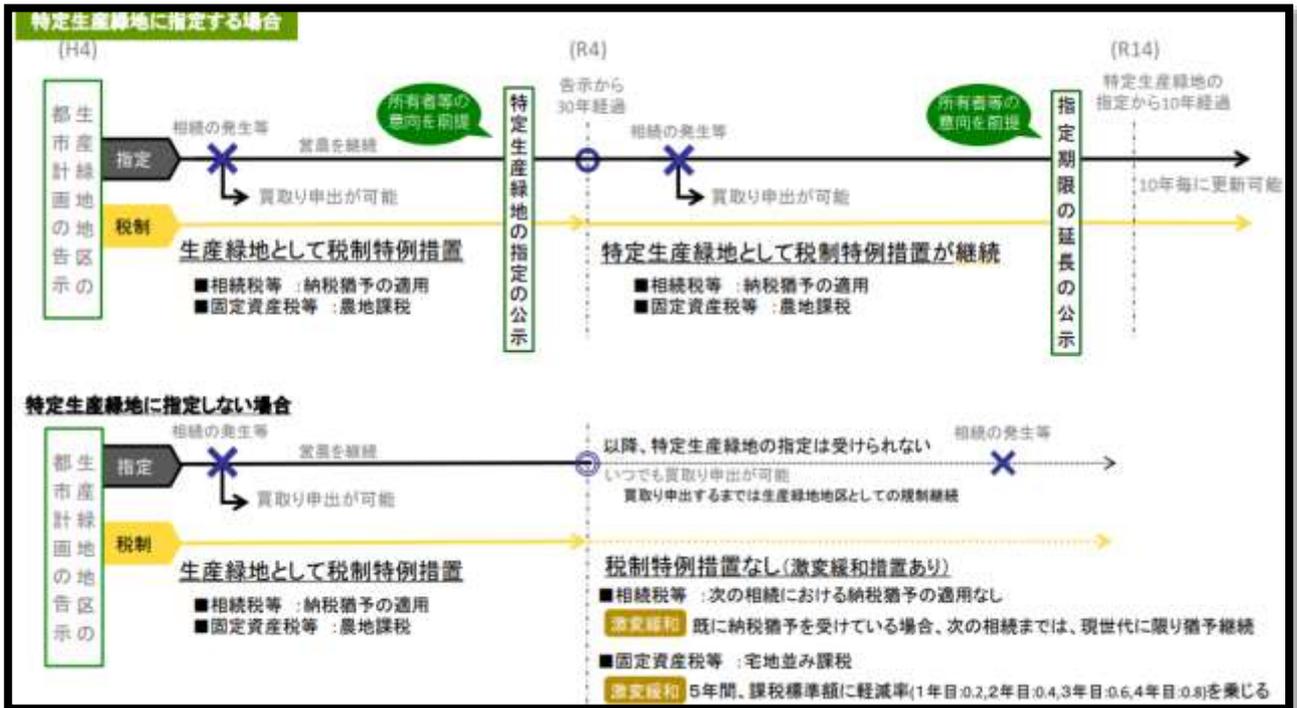


【生産緑地指定後のイメージ】



■都市計画制度「特定生産緑地制度」とは…

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できます。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延長されます。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て繰り返し10年の延長ができます。



II 都市計画決定の経緯・スケジュール

年 月 日	事 項	備 考
平成4年10月22日	当初決定	
平成9年3月3日	第1回変更	・道路拡幅改良工事による変更(中妻町, 森下町) ・土地区画整理事業に伴う仮換地指定による変更(中妻町, 内守谷町)
平成12年1月12日	第2回変更	・道路拡幅改良工事による変更(森下町, 天満町) ・土地区画整理事業に伴う仮換地指定による変更(内守谷町)
平成16年12月1日	第3回変更	・買取り申出による変更(森下町) ・道路拡幅改良工事による変更(天満町)
平成19年3月9日	第4回変更	・買取り申出による変更(天満町) ・土地区画整理事業に伴う本換地による変更(内守谷町)
平成25年5月30日	第5回変更	・道路拡幅改良工事による変更(中妻町) ・買取り申出による変更(天満町, 内守谷町)
平成31年3月26日	第6回変更	・買取り申出による変更(内守谷町)
令和2年7月29日	第7回変更	・買取り申出による変更 (森下町, 豊岡町, 内守谷町)
令和4年10月31日	買取り申出受付	・買取り申出(内守谷町)
令和4年11月1日	買取り申出受付	・買取り申出(中妻町)
令和5年1月31日	制限解除通知	・制限解除の通知(内守谷町)
令和5年2月1日	制限解除通知	・制限解除の通知(中妻町)
令和7年3月6日	指定申出受付	・指定申出(天満町)
令和7年7月	原案の作成	
令和7年8月27日～ 令和7年9月26日	県事前協議	
令和7年10月17日～ 令和7年10月31日	案の公告・縦覧	縦覧者：1名

令和7年11月12日	常総市 都市計画審議会	
令和7年11月	県本協議	
令和7年11月～12月	都市計画変更告示	

Ⅲ 定める都市計画の内容

1. 生産緑地地区の変更

1-1 種類および面積

都市計画の種類	変更後面積(ha)	変更前面積(ha)
生産緑地地区	約 8.68	約 8.86

1-2 変更を行う地区および面積

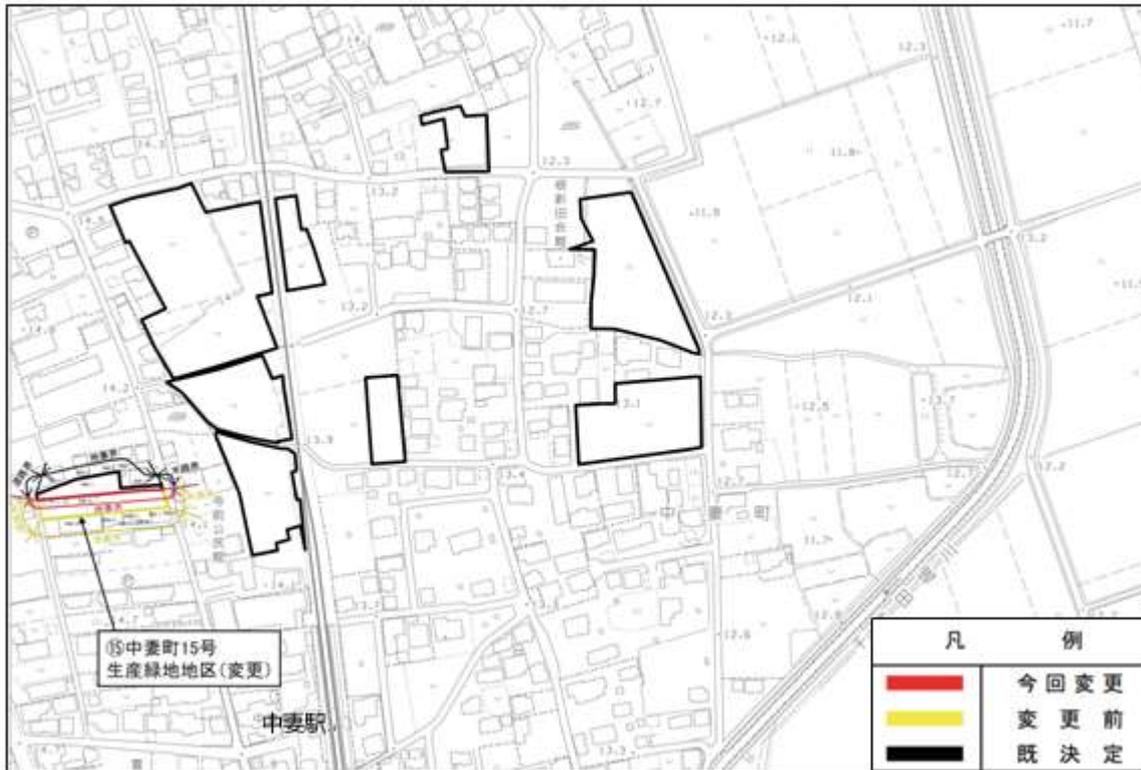
[変更及び廃止]

名 称	変更後面積(ha)	変更前面積(ha)	備 考
中妻町 15 号生産緑地地区	約 0.04	約 0.12	変更
中妻町 18 号生産緑地地区	—	約 0.13	廃止
内守谷町 3 号生産緑地地区	—	約 0.09	廃止
計	約 0.04	約 0.34	

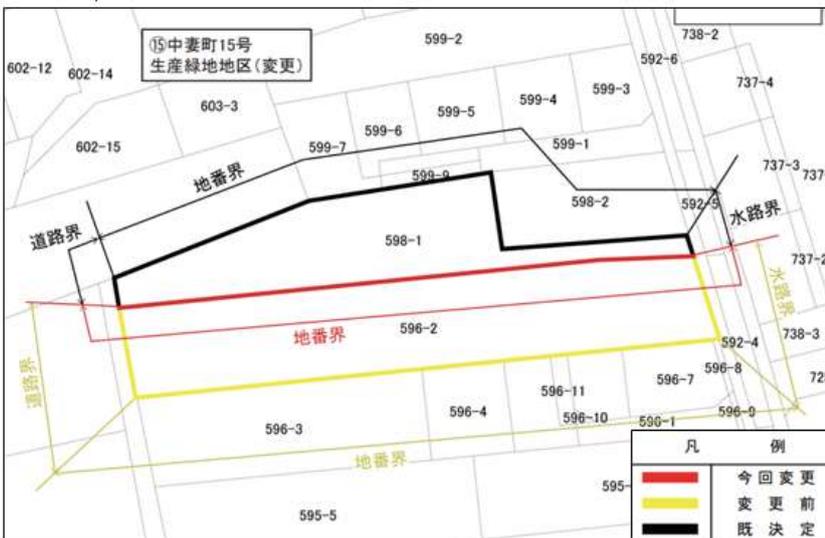
[新規指定]

名 称	面積 (ha)	備 考
天満町 8 号生産緑地地区	約 0.12	新規
計	約 0.12	

■計画図（中妻町 15 号生産緑地）

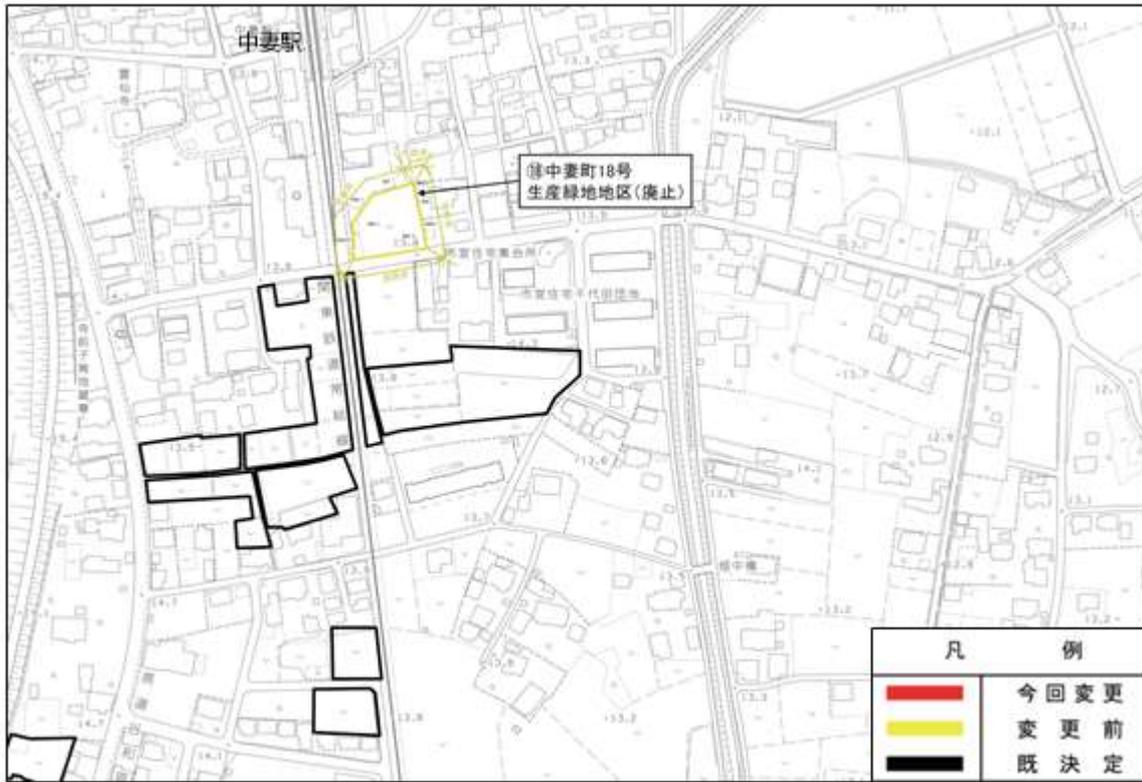


■区域図（中妻町 15 号生産緑地）



名称	変更前	変更後	理由
中妻町 15号	中妻町字霊仙寺浦 596 番 2 766 m ² 中妻町字霊仙寺浦 598 番 1 435 m ² 計 1,201 m ²	— 中妻町字霊仙寺浦 598 番 1 435 m ² 計 435 m ²	生産緑地法第 10 条に基づく 買取り申出に伴う制限解除 により、当該生産緑地地区を 変更

■計画図（中妻町 18 号生産緑地）

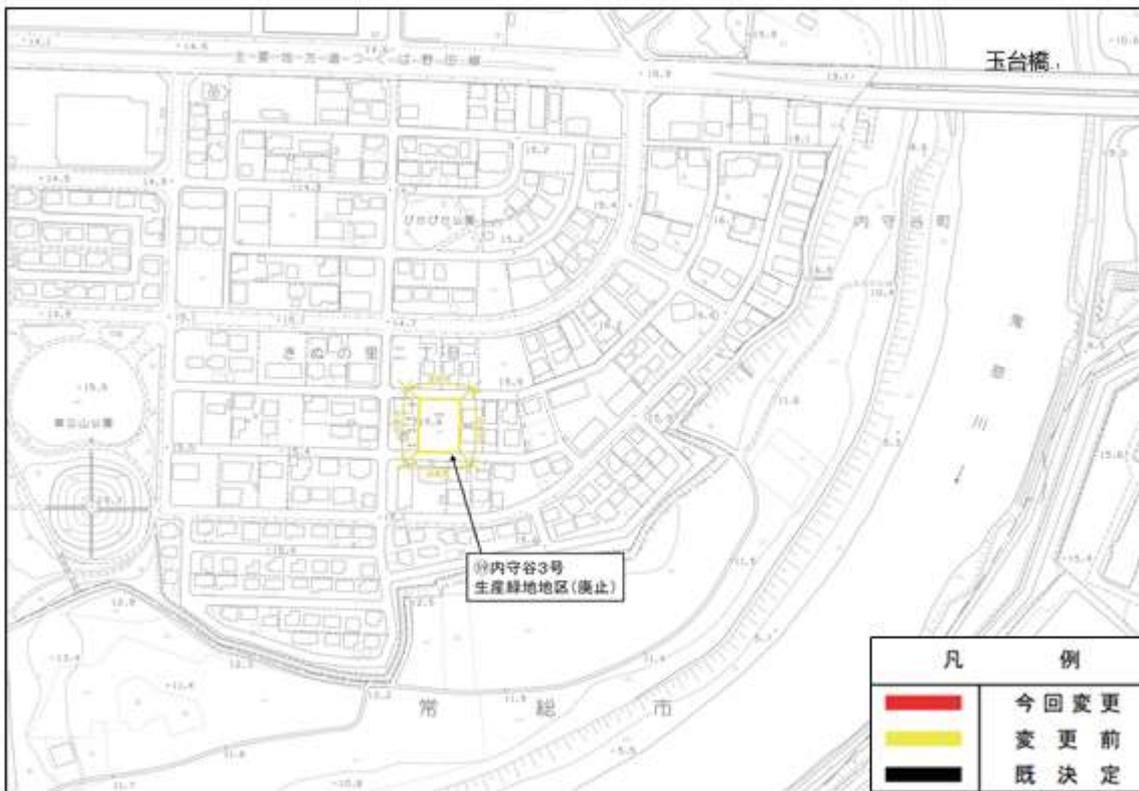


■区域図（中妻町 18 号生産緑地）

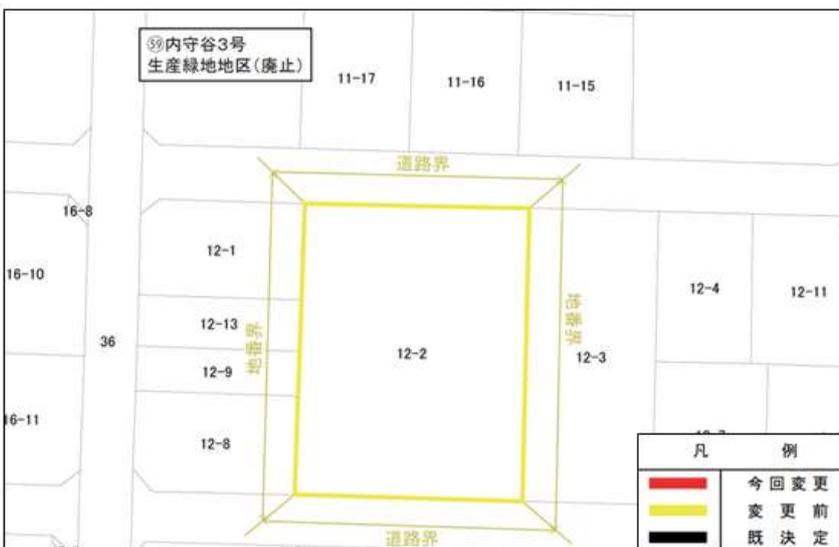


名称	変更前	変更後	理由
中妻町 18号	中妻町字大野道北 685 番 1 1,335 m ² 計 1,335 m ²	— 計 0 m ²	生産緑地法第 10 条に基づく 買取り申出に伴う制限解除 により、当該生産緑地地区を 廃止

■計画図（内守谷町 3 号生産緑地）



■区域図（内守谷町 3 号生産緑地）

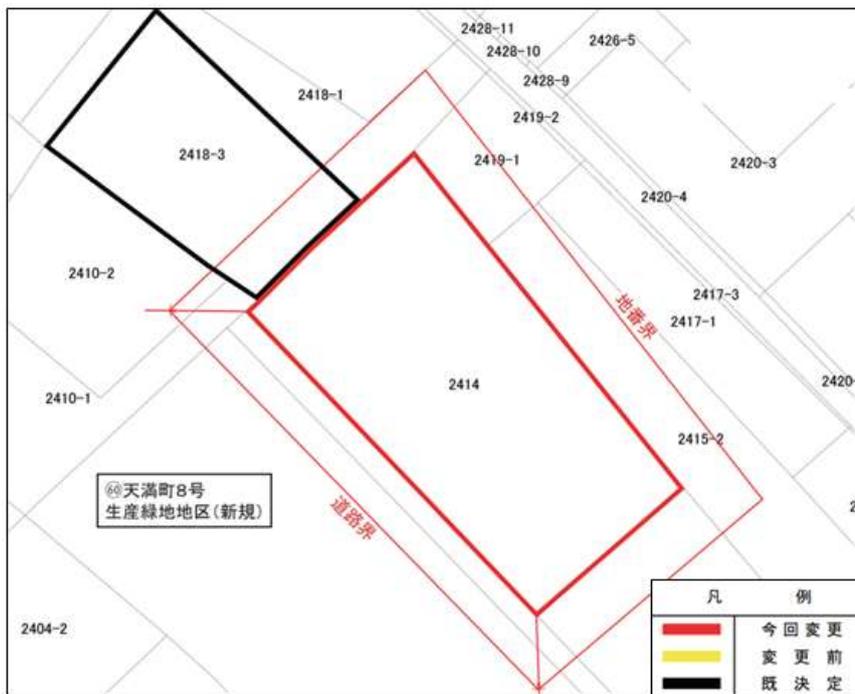


名称	変更前	変更後	理由
内守谷町 3 号	内守谷町きぬの里二丁目 12 番 2 766 m ² 計 7 6 6 m ²	— 計 0 m ²	生産緑地法第 10 条に基づく 買取り申出に伴う制限解除 により、当該生産緑地地区を 廃止

■計画図（天満町 8 号生産緑地）



■区域図（天満町 8 号生産緑地）



名称	変更前	変更後	理由
天満町 8 号	— 計 0 m ²	水海道天満町 2414 番 1,216 m ² 計 1,216 m ²	生産緑地法第 3 条に基づく市街化区域内農地で条件に該当する一団のもの区域について生産緑地地区に指定